

2022年7月20日

構成員各位

コンプライアンス推進責任者 神山 博

### 公的研究費に関する啓発活動の実施について

令和3年2月1日に文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が改正されました。

不正根絶に向けた啓発活動（意識の向上と浸透）の継続的な実施が要件化されたことに伴い、本学でも令和4年3月17日「公立大学法人青森公立大学公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画」を策定しました。

本学の教職員向け啓発活動として、以下を定めております。

- (1) メーリングリスト等による啓発活動の実施（年3回以上）
- (2) 既存の会議等における啓発資料の配布（年1回以上）
- (3) ポスター等の掲示による啓発活動の実施（随時）

この度、2022年度啓発活動第1回目として、メーリングリスト等による啓発活動を実施します。文部科学省のホームページ掲載の、研究機関における不正使用事案（令和3年度）の1例を共有します。（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)）

カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求に関する事例となりますので、ご確認ください。

併せて、本学の公的研究費に関する相談窓口、通報窓口について情報共有します。

●青森公立大学における公的研究費に関する相談窓口（内線：207, 208）

青森公立大学事務局総務企画チーム 相談窓口担当（TEL 017-764-1555 内線 207）

●青森公立大学における公的研究費に関する通報窓口

青森公立大学事務局総務企画チーム 通報窓口担当

〒030-0196 青森市合子沢字山崎 153-4

TEL: 017-764-1555（内線：215） FAX: 017-764-1544

Mail: fusei@b.nebuta.ac.jp

公式ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.nebuta.ac.jp/university-information/jouhoukouhyou/kenkyuuhihuseiboushi-taisak>

◇番号：202103

◇研究機関名	岩手大学	◇不正の種別	カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求
◇不正が行われた年度	平成 25～30 年度、令和 2 年度	◇最終報告書提出日	令和 3 年 9 月 21 日
◇不正に支出された研究費の額	1,686,792 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

**【発覚の時期及び契機】**

令和 3 年 3 月 2 日に、研究費不正に関する通報が、通報窓口にあった。

**【調査に至った経緯等】**

通報の際に研究費の不正使用に該当すると判断するに足る証拠が認められたことから、本調査の実施を決定した。

◇調査

**【調査体制】**

調査委員会（学内委員 6 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施した。

**【調査内容】**

- ・ 調査期間  
令和 3 年 3 月 9 日から令和 3 年 7 月 26 日
- ・ 調査対象
  - ・ 調査対象年度：平成 25 年度～令和 2 年度
  - ・ 調査対象経費：当該教員に係るすべての旅費・物件費・役務費・謝金
- ・ 調査方法  
書面調査、当該教員及び関係者への聞き取り調査

◇調査結果

**【不正の種別】**

カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求

**【不正の具体的な内容】**

- ・ 動機、背景  
動機は学生の調査費用や研究用の物品購入費等の研究室運営の為としており、学生の調査の為の出張旅費の支出や、研究協力者への謝礼、お土産の購入費用等の大学のルールでは、支払えないものの支出をする為だったとしている。しかし、手続きを取れば大学のルール内で支払い可能なものも多くあり、当該講師は学内会計規則等に関する認識が不足していたと考えられる。また、出張手続きを怠り、その費用を捻出する為に不正使用を行っている例や、出張申請を出張日後にまとめて複数申請していたものもあり、適正な手続きがなされていない状況にあった。
- ・ 手法
  - <謝金>  
指導学生に対して架空の勤務日時間を出勤表に記載させ、研究補助の業務を実施したように装った。また、大学から振り込まれた謝金を現金で手渡すように指示し還流行為を行った。
  - <旅費>  
自身の出張に関するカラ出張、宿泊日数や交通手段の虚偽申請・報告により現金を得ていた。その他、指導学生にも同様の手法で旅費を支出し、現金を手渡すように指示し還流行為を行った。また、出張実態があるものについても、学生へ支払われた旅費は一旦全額還流し、実費額を報告させ、

実費額を渡すことによる還流行為も行われていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種類	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業 （学術研究助成基金 助成金）	1,341,332円	平成25年度～27年度、 令和2年度	1人
財団助成金	101,800円	平成30年度	1人
奨学寄附金	123,660円	平成28年度～29年度	1人
運営費交付金	120,000円	平成29年度、令和2年度	1人
計	1,686,792円	—	1人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

当該教員は、プールした現金は研究室の運営等に使用したとしており、私的流用を客観的に証する証拠も見られなかったことから、私的流用があったと断定することはできなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教員が、旅費、謝金の不正使用について事実を認めていること、また、関係者へのヒアリングや収集した資料から具体的な証拠も確認され、不正使用等が意図的に行われたと判断できることから、旅費及び謝金について不正使用及び不適切な行為があったと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

(1) 当該教員の倫理観の欠如及び啓発活動の実効性

岩手大学が受講を義務付けたコンプライアンス教育や研究倫理教育を受講・修了しているほか、不正使用を行わない旨の誓約書を提出しているにもかかわらず、今回のような研究費の不正使用及び不適切な行為を行っており、当該教員の研究倫理及び行動規範遵守の意識の欠如があった。また、研究指導をする当該教員とそれを受ける学生という関係性において、学生がその指示を拒否するという雰囲気が生じにくくなっており、組織としての啓発活動が不十分であった。

(2) チェック体制の問題

謝金、旅費とも事務部門等による実態確認が必ずしも充分とはいえなかった。

【再発防止策】

(1) 啓発活動の実効性を高め構成員の意識改革をする為、以下の再発防止策を講ずる。

① 構成員への研究費不正使用防止意識の周知徹底

構成員の意識改革を促すため、今回の事例も踏まえ学長のリーダーシップのもと、全構成員へ不正使用撲滅の意識を周知徹底する。

② コンプライアンス教育及び誓約書の提出の定期化（3年毎）

平成28年に全教職員に実施して以降、新規採用者のみに対して実施している「コンプライアンス教育」と「誓約書提出」を、今後は3年毎に全教職員に実施する。

③ 学生への重点的なコンプライアンス教育（経費の不正使用防止の為の資料の配布）

研究室に配属する学部学生及び大学院生全員に「経費の不正使用防止の為の資料」を配付し、不正使用に関する知識の浸透を図る。

(2) 謝金、旅費の支出に係るチェック体制の強化の為、以下の再発防止策を講ずる。

① 謝金支出ルールの周知徹底

謝金実施計画の事前提出について周知徹底を図り、事務部門の実態確認が行えるようにする。また、やむを得ず謝金実施計画が事後提出になる場合には、当事者である学生への事実確認を実施する。

②事務部門による日常的なモニタリングの充実

出張計画の実施状況確認として、これまでも事務部門によるモニタリングの実施をしてきたが、更にチェック体制を強化し、定期的に全体件数の5~10%の実態確認を実施する。

③内部監査の充実

<謝金>

謝金受給者を無作為に抽出してヒアリングを実施し、チェック体制の強化を図る。

<旅費>

宿泊を伴う出張を複数抽出して宿泊施設に宿泊確認を行い、客観的な実態確認を定期的に行う。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

謝金及び旅費を架空請求した事実及び指導学生を介した現金の還流行為が確認されたことから、国立大学法人岩手大学職員就業規則第45条及び国立大学法人岩手大学職員懲戒規則第4条に基づき、懲戒処分（停職6月）（令和3年9月30日付け）とした。また、不正使用額等を当該教員から返還させる措置を講ずる。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

令和3年3月25日に当該教員に係る公的研究費の使用停止を命じた。

・本件の公表状況

令和3年9月30日に岩手大学ホームページに公表（氏名公表あり）。